

福県医発第 0946 号 (地)  
平成 27 年 6 月 29 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会  
会長 松田 峻一良  
(公 印 省 略)

中東呼吸器症候群 (MERS) に関する Q&A について

今般、中東呼吸器症候群 (MERS) に関する Q&A が別添のとおり更新された旨、別添のとおり日本医師会より情報提供がありました。

本更新は、医療従事者向け Q&A に関するものであります。

なお、本 Q&A は下記厚生労働省ホームページにおいて、逐次情報を更新する予定としておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

厚生労働省ホームページ

中東呼吸器症候群 (MERS) に関する Q&A

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/mers\\_qa.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/mers_qa.html)

(地Ⅲ65F)

平成27年6月26日

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
小 森 貴

中東呼吸器症候群（MERS）に関するQ&Aについて

今般、中東呼吸器症候群（MERS）に関するQ&Aが別添のとおり更新されましたので情報提供いたします。

本更新は、医療従事者向けQ&Aに関するものであります。

なお、本Q&Aは下記厚生労働省ホームページにおいて、逐次情報を更新する予定としておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

厚生労働省ホームページ

中東呼吸器症候群（MERS）に関するQ&A

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/mers\\_ga.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/mers_ga.html)

## 中東呼吸器症候群（MERS）に関する Q&A

（第 4 版 平成 27 年 6 月 25 日作成）

2012 年 9 月以降、中東地域を中心に患者の発生が報告されている「中東呼吸器症候群（MERS：マーズ）」について、WHO（世界保健機関）が作成した資料等に基づき、解説します。

### 一般の方向け

#### 問 1 中東呼吸器症候群（MERS：マーズ）とは何ですか？

答 中東呼吸器症候群(MERS：Middle East Respiratory Syndrome)は、2012 年に初めて確認されたウイルス性の感染症です。

原因となるウイルスは MERS コロナウイルスと呼ばれています。

2003 年に流行した重症急性呼吸器症候群（SARS：サーズ）の原因となった病原体もコロナウイルスの仲間ですが、SARS と MERS は異なる病気です。

#### 問 2 MERS 患者が国内で発生する可能性がありますか？

答 中東地域等で感染し、日本入国後に発症する可能性があります。ただし、適切な対策をとることにより、感染拡大を防止することができます。

#### 問 3 MERS はどこで発生していますか？

答 主として中東地域\*で患者が報告されています。

このほか、ヨーロッパ（イタリア、英国、オーストリア、オランダ、ギリシャ、ドイツ、フランス、トルコ）、アフリカ（アルジェリア、エジプト、チュニジア）、アジア（フィリピン、マレーシア、韓国、中国、タイ）及び北米大陸（アメリカ合衆国）からも患者の報告がありますが、これらはすべて、中東地域への渡航歴のある人もしくはその接触者であることがわかっています。

\*アラブ首長国連邦、イエメン、イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、ヨルダン、レバノン（2015 年 6 月 24 日現在）

なお、最新の MERS 発生状況は WHO（世界保健機関）Disease Outbreak News のサイト（英語）（<http://www.who.int/csr/don/en/>）でみるすることができます。

#### 問 4 MERS にかかると、どのような症状が出ますか？

答 主な症状は、発熱、せき、息切れなどです。下痢などの消化器症状を伴う場合もあります。MERS に感染しても、症状が現われない人や、軽症の人もありますが、特に高齢の方や糖尿病、慢性肺疾患、免疫不全などの基礎疾患のある人で重症化する傾向があ

ります。中東地域からMERSの確定症例としてWHOに報告された者のうち、症状が悪化して死亡する割合は、約40%とされています。また、死亡例の約90%は、基礎疾患のある人との報告があります。

#### 問5 どのようにしてMERSに感染するのですか？

答 人がどのようにしてMERSに感染するかは、まだ正確には分かっていません。2015年5月以降韓国で患者が発生していますが、多くが、韓国内の病院での院内感染によるものであると考えられています。患者から分離されたMERSコロナウイルスと同じウイルスが、中東のヒトコブラクダから分離されていることなどから、ヒトコブラクダがMERSウイルスの保有動物であるとされており、感染源の一つとして疑われています。日本国内のヒトコブラクダを調査した限りではMERSコロナウイルスを保有している個体は確認されていません。一方、患者の中には動物との接触歴がない人も多く含まれています。家族間や、医療機関における患者間、患者－医療従事者間など、濃厚接触者間での感染も報告されています。主に、飛沫感染（咳やくしゃみなどによる）又は接触感染による感染であると考えられています。

#### 問6 MERSに対する予防方法はありますか？ どのように治療するのですか？

答 MERSの発生が報告されている地域においては、咳やくしゃみなどの症状がある人との接触を避け、また動物（ラクダを含む）との接触は可能な限り避けることが重要です。また、現在、MERSに対するワクチンや特異的な治療法はありません。患者の症状に応じた治療（対症療法）になります。

#### 問7 MERSはヒトからヒトへ感染しますか？

答 海外の感染予防対策の実施が不十分な医療機関等においては、患者から医療従事者や他の患者等に感染した例が報告されています。ただし、飛沫感染する季節性インフルエンザと比較しても感染力は弱く、次々にヒトからヒトに感染することはありません。

#### 問8 中東地域等、MERS患者の発生が報告されている地域に旅行する場合に注意することはなんですか？

答 これらの地域への旅行は制限されていませんが、旅行する場合は以下のことに注意して下さい。

##### 旅行前

- 糖尿病や慢性肺疾患、免疫不全などの持病（基礎疾患）がある方は、MERSに限らず、一般的に感染症にかかりやすいので、旅行の前にかかりつけの医師に相談し、渡航の是非について検討してください。
- 渡航前に現地の最新の情報を検疫所ホームページ、外務省 海外安全ホームページ、在外日本国大使館ホームページなどで確認してください。

## 旅行中

- 現地では、こまめに手を洗う、加熱が不十分な食品（未殺菌の乳や生肉など）や不衛生な状況で調理された料理をさげ、果物、野菜は食べる前によく洗う、といった一般的な衛生対策を心がけてください。
- 咳やくしゃみの症状がある人や、動物（ラクダを含む）との接触は可能な限り避けましょう。
- 咳、発熱などの症状がある場合は、他者との接触を最小限にするとともに、咳エチケット（①マスクをする、②咳・くしゃみの際はティッシュペーパーなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむける、③使用したティッシュペーパーはごみ箱に捨て、手を洗うなど）を実行しましょう。日常生活に支障が出る程の症状がある場合は、医療機関を受診してください。

## 旅行後

- 帰国時に発熱や咳などの症状がある方は、空港内等の検疫所へご相談ください。
- 帰国後 14 日以内に、発熱や咳などの症状がみられたら、直接医療機関には行かずに、事前に最寄りの保健所に連絡の上、中東地域等に滞在していたことを教えてください。
- 症状がある間は、他者との接触を最小限にするとともに、手洗いと咳エチケットを実行してください。

厚生労働省検疫所ホームページ 中東に渡航する方へ＜中東呼吸器症候群に関する注意＞

<http://www.forth.go.jp/news/2014/05071434.html>

外務省 海外安全ホームページ 広域情報 <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

在サウジアラビア日本国大使館ホームページ

<http://www.ksa.emb-japan.go.jp/j/index.htm>

## 問9 厚生労働省ではどのような対策を行っていますか？

答 MERS は、平成 27 年 1 月 21 日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）において、二類感染症\*に指定されています。これにより、国内で MERS の患者が発生した場合、医師による患者の届出や、患者に対する適切な医療の提供等が、法律に基づいて行われます。（\*1 月 21 日より前は、二類感染症相当の指定感染症に指定されていました。）

また、MERS に感染した疑いのある患者が見つかった場合、検査を迅速に実施し、感染の有無を確認できるよう、全国の自治体と検疫所に MERS ウイルス検査のための試薬を配布するなどして、検査体制を整備しています。

空港等の検疫所では、MERS の発生国からの入国者・帰国者で MERS に感染した疑いがある場合、MERS ウイルスの検査や健康監視を行っています。このほか、検疫所のホームページやポスターの掲示を通じて、渡航者や帰国者に対する注意喚起を行って

います（→問8）。

厚生労働省では、引き続き WHO 等を通じて最新情報を収集し、ホームページやツイッター等を通じて、国民の皆さんに情報提供していきます。

- 厚生労働省 MERS ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/mers.html>

- 厚生労働省 Twitter

<http://twitter.com/MHLWitter>

## 医療従事者向け

### 問10 どのような患者について MERS を疑うべきですか？

答 以下のような要件にあてはまる患者で、他の感染症や病因が判明していない場合、MERS の可能性も考慮に入れて下さい。（ただし、必ずしもこの要件に限定するものではありません。）

- ア 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDS などの実質性肺病変が疑われる者であって、発症前14日以内に対象地域（※）に渡航又は居住していた者
- イ 発熱を伴う急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前14日以内に対象地域（※）において、医療機関を受診若しくは訪問した者、MERS であることが確定した者との接触歴がある者又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴がある者

※ 対象地域：アラビア半島又はその周辺諸国

- ウ 発熱又は急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前14日以内に、対象地域であるか否かを問わず（※1）、1. MERS が疑われる患者（※2）を診察、看護若しくは介護していた者（※3）、MERS と疑われる患者と同居（MERS が疑われる患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。）していた者又は MERS が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触した者

※1 「対象地域であるか否かを問わず」とは、当分の間、「対象地域及び韓国」とする。

※2 「MERS が疑われる患者」とは、対象地域及び韓国において MERS と診断された

者及び MERS が疑われる有症状者とする。

- ※3 「診察、看護若しくは介護していた者」とは、医療従事者又は介護従事者等であって、医療機関等において、診察、看護若しくは介護などで日常的に患者と接触する機会がある者とする。この場合の「接触」とは、対面で会話することが可能な距離（2メートルを目安とする。）にいい、単にすれ違うといった軽度の接触のみでは対象とならない。なお、医療従事者等であっても標準的な感染防護具（サージカルマスク（エアロゾル発生の可能性が考えられる場合は、N95マスク）、手袋、眼の防護具、ガウン）を適切に着用していた者は、これに含まれない。

なお、韓国における MERS 患者の臨床情報の概要は、こちらで確認できます。

- 韓国における中東呼吸器症候群（MERS）確定患者の状況

【厚労省 URL (PDF リンク)】

- WHO MERS-CoV Fact sheet (WHO ホームページ)

<http://www.who.int/mediacentre/factsheets/mers-cov/en/>

#### 問11 MERS を疑った場合、どう対応したらよいですか？

答 医師が MERS に感染した疑いのある患者を診察し、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、MERS を疑う場合は、最寄りの保健所に連絡の上、対応について相談して下さい。現在、都道府県等の検査機関（地方衛生研究所）で MERS のスクリーニング検査（MERS コロナウイルスの少なくとも1つの遺伝子領域の確認）を実施することが可能です。地方衛生研究所の検査結果が陽性的の場合、国立感染症研究所において確定検査（MERS コロナウイルスの少なくとも2つの遺伝子領域の確認）を行い、ここでも陽性になったものを MERS 患者（確定例）とします。

疑似症患者の届出が出されますと、保健所等による行政対応（入院勧告、患者の搬送・移送、積極的疫学調査等）が開始されますので、ご協力をお願いします。

#### 参考

- 感染症法に基づく医師の届出 中東呼吸器症候群（MERS）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-12-02.html>

- 韓国における中東呼吸器症候群（MERS）への対応について

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/dl/20150604\\_01.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/dl/20150604_01.pdf)

- 中東呼吸器症候群（MERS）の二類感染症への追加後の対応について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/dl/20150121>

・「中東呼吸器症候群（MERS）に対する積極的疫学調査実施要領（暫定版）」（国立感染症研究所ホームページ）

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/htlv-1-m/533-idsc/4889-mers-epistudy.html>

## 問12 患者に接する際、感染対策上、注意すべき点は何ですか？

答 どの医療機関においても、事前に連絡なく感染症が疑われる患者が来院する可能性があります。患者に対して渡航歴、接触歴、症状等の申し出を促し、医療従事者もこれらの情報を必ず把握した上で、症状に応じた適切な感染予防策（患者にサージカルマスクを着用させる、他の患者と距離をとる、スタッフの感染予防策等）をとる必要があります。MERS に関しては、これまで、医療機関における患者間や患者から医療従事者に対する二次感染の症例が多数報告されています。以下のガイダンスを参考に、標準予防策、飛沫感染予防策等の徹底をお願いします。

なお、診察の結果、MERS と診断されなかった場合も、発熱や咳がある者については、何らかの呼吸器感染症等も疑われることから、経過を慎重に観察するとともに、帰宅してもらおうような場合においても、少なくとも咳エチケットや手指消毒の励行、可能な限り人ごみを避ける（公共交通機関を利用せず、徒歩や家族等により送迎する等）等の一般的な感染予防策を指導する必要があります。

・「中東呼吸器症候群（MERS）・鳥インフルエンザ(H7N9)患者搬送における感染対策」（国立感染症研究所ホームページ）

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/alphabet/mers/2186-idsc/4854-mers-h7-hansou.html>



・「中東呼吸器症候群（MERS）・鳥インフルエンザ(H7N9)に対する院内感染対策」（国立感染症研究所ホームページ）

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/alphabet/mers/2186-idsc/4853-mers-h7-hi.html>

### 問 13 患者の診療はどのように行えばよいですか？

答 治療は、患者の症状に応じた支持療法が中心となりますが、WHO が MERS 患者の診療について暫定的なガイダンスを公表しており、その日本語訳を日本感染症学会がホームページに掲載しています。また、日本環境感染学会が MERS 感染予防のための暫定的ガイダンスをホームページに掲載しています。あわせて参考にして下さい。

#### 参考

・ MERS 感染予防のための暫定的ガイダンス（日本環境感染学会）

[http://www.kankyokansen.org/modules/iinkai/index.php?content\\_id=11](http://www.kankyokansen.org/modules/iinkai/index.php?content_id=11)

・ Clinical management of severe acute respiratory infections when novel coronavirus is suspected: What to do and what not to do (WHO ホームページ)

[http://www.who.int/csr/disease/coronavirus\\_infections/InterimGuidance\\_ClinicalManagement\\_NovelCoronavirus\\_11Feb13u.pdf?ua=1](http://www.who.int/csr/disease/coronavirus_infections/InterimGuidance_ClinicalManagement_NovelCoronavirus_11Feb13u.pdf?ua=1)

・ 上記文書の日本語訳等が掲載されている日本感染症学会のホームページ「新型コロナウイルス感染症情報」

[http://www.kansensho.or.jp/topics/1305\\_coronavirus\\_who.html](http://www.kansensho.or.jp/topics/1305_coronavirus_who.html)

### 問 14 韓国の流行状況についての情報はありますか。

答 国立感染症研究所及び厚生労働省検疫所のホームページで、韓国政府からの情報等をもとに、公表しているので参考にして下さい。なお、今回の流行が、現時点では国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）に該当せず、「いかなる渡航・貿易に対する制限も勧告せず、現時点で入国時のスクリーニング実施は不要」との見解を含む報告書が、WHO において、平成 27 年 6 月 17 日に公表されています。

また、韓国における MERS 患者の臨床情報の概要は、以下のページで確認できます。

・ 国立感染症研究所

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/alphabet/mers/2186-idsc/2686-mers.ht>

[ml](#)

- 厚生労働省検疫所

<http://www.forth.go.jp/topics/fragment1.html>

- WHO statement on the ninth meeting of the IHR Emergency Committee regarding MERS-CoV (WHO ホームページ)

<http://www.who.int/mediacentre/news/statements/2015/ihr-ec-mers/en/>

- 上記文書の日本語訳等が掲載されている厚生労働省検疫所のホームページ「中東呼吸器症候群（MERS）の発生状況評価－韓国」

<http://www.forth.go.jp/topics/2015/06181141.html>

- 韓国における中東呼吸器症候群（MERS）確定患者の状況  
【厚労省 URL (PDF リンク)】

- WHO MERS-CoV Fact sheet (WHO ホームページ)

<http://www.who.int/mediacentre/factsheets/mers-cov/en/>

問 15 技術的な内容（検査診断及び疫学調査）について相談できる窓口を教えてください。

答 国立感染症研究所 ([info@niid.go.jp](mailto:info@niid.go.jp)) にお問い合わせください。